

笑

第4号様式

流秘第 17 / 号  
令和5年2月27日

流山市監査委員 菅生 泰之 様  
流山市監査委員 坂巻 儀一 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）  
令和5年2月16日付け、流監第122号で報告のあった監査の結果  
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	令和5年2月16日・流監第122号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
総合政策部秘書広報課	意見	伝票事務において、前年度と同様の事項で見積書の未徴取により支出負担行為票が未起票となっていた。改善への取組みが不十分と思われる。適正な事務執行が行われるよう対策を講じられたい。	起票漏れが無いか確認するためのチェックリストを作成し、そのうえで、見積書の徴取をしっかりと行い、年度初めに必ず支出負担行為票を起票できるよう徹底した。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。